

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	中央区	
4. 届出番号	19	
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	認可外保育施設に在籍する児童の保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年10月18日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 中央区長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱(令和6年3月28日5中福育第A315号)による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表の項	127	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	155	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第四の五項 中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱(令和6年3月28日5中福育第A315号)による補助金の交付に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法第1条	中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び(子どもを養育している者)に(必要な支援)を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、認可外保育施設の0歳児クラスから2歳児クラスまでに在籍する第2子以降の(児童の保護者)に対して、補助金を交付することにより、認可外保育施設利用者の(負担軽減)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱